

屋外広告物の ルールを守りましょう！

～良好な景観を維持し、通行者等の安全を守るためのルールがあります～

屋外広告物 とは？

以下は全て屋外広告物に該当します。
(営利目的でないものも含まれます。)



野立広告塔



野立広告板



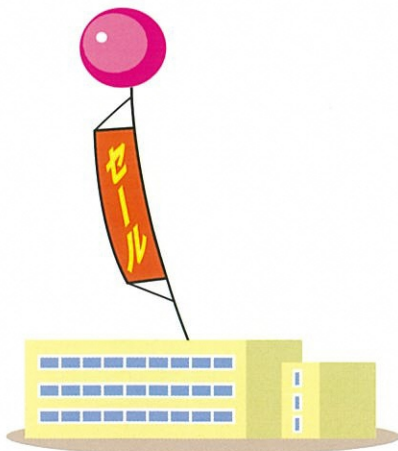
屋上広告



壁面広告



電柱広告



アドバルーン



立看板



はり紙・はり札

- 1 幹線道路沿いや市街地などに設置する場合、大半は許可手続きが必要です！
- 2 掲出場所や広告物の種類に応じ、位置や面積などの制限があります！
- 3 屋外広告業は登録が必要です！
広告物の掲出は、新潟県（新潟市内については新潟市）へ業の登録を行っている事業者へ依頼しましょう！
- 4 ルールに違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、拘禁刑又は罰金等の罰則の適用を受けることがあります！

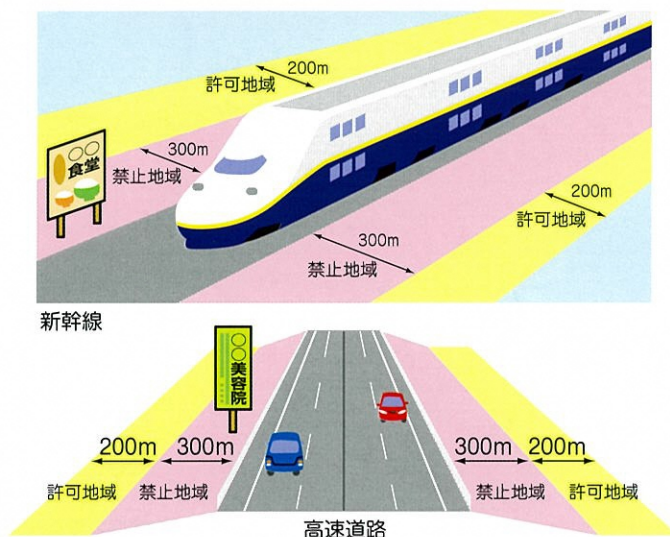
違反広告物の例

※自分の店舗に設置する看板についても、許可が必要な場合があります！

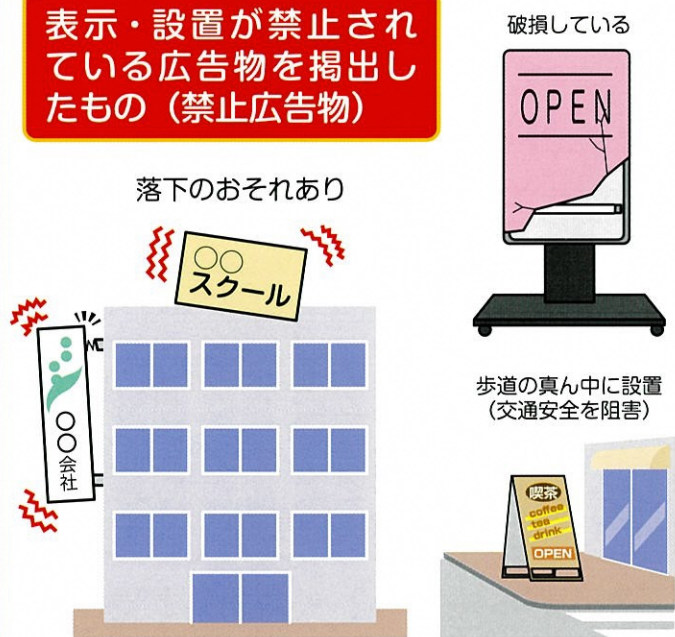
表示面積、高さ、設置場所等、許可基準に違反したもの（許可地域）



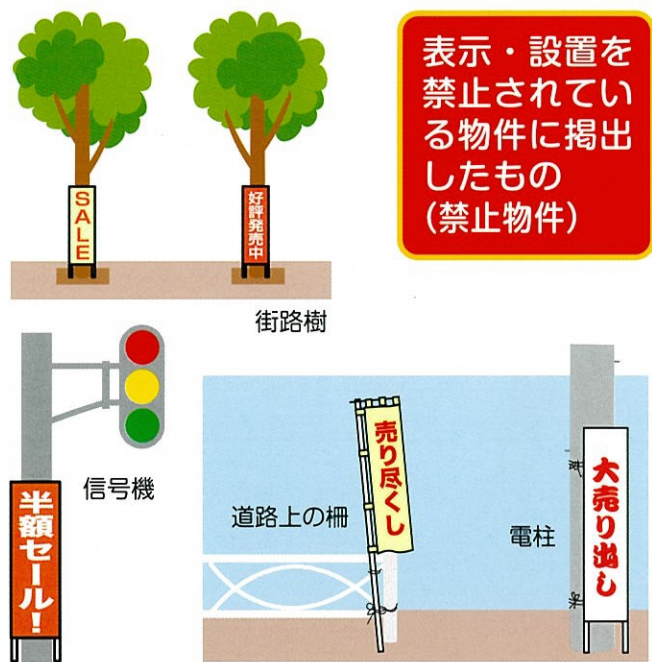
表示・設置を禁止されている地域に掲出したもの（禁止地域）



表示・設置が禁止されている広告物を掲出したもの（禁止広告物）



表示・設置を禁止されている物件に掲出したもの（禁止物件）



詳細は、下記又は最寄りの県地域振興局地域整備部までお問い合わせください。

●新潟市、新発田市、佐渡市を除く県内の地域については

新潟県土木部都市局都市政策課
TEL 025-280-5426 (直通)

●新潟市の地域については

新潟市都市政策部都市計画課
TEL 025-226-2825 (直通)

●新発田市の地域については

新発田市建築課
TEL 0254-26-3557 (直通)

●佐渡市の地域については

佐渡市建築住宅課
TEL 0259-67-7403 (直通)



※規制内容等については、県・市のホームページでも公開しています。